

令和 7 年度補正
畜産物等流通構造高度化・輸出拡大事業のうち

肉骨粉利用促進事業（施設整備）

説明資料

令和 7 年 12 月 24 日
食肉鶏卵課 畜産副産物班

畜産物等流通構造高度化・輸出拡大事業のうち肉骨粉利用促進事業

＜対策のポイント＞

鶏・豚用飼料への利用が再開された牛肉骨粉等について、レンダリング業者が処分から販売に転換する取組を促進するため、飼料原料等として利用しやすい高品質な肉骨粉の製造に必要な施設整備や機械導入等を支援します。

＜事業目標＞

- 国内未利用資源の有効活用

＜事業の内容＞

1. 施設整備事業（拡充）

飼料原料等として利用しやすい高品質な肉骨粉等を効率的に製造するために必要な施設整備を支援します。

〔 主な施設：原料前処理施設、原料処理施設、製品化施設 等 〕

＜事業イメージ＞

レンダリング施設



飼料利用の
再開

高品質な
牛肉骨粉の製造



分析機器の導入
(飼料成分の測定)

高品質な肉骨粉を製造するための
施設整備や機械導入等を支援



施設整備

配合飼料工場



2. 機械導入事業（継続）

飼料原料等として利用しやすい高品質な肉骨粉等を製造するために必要な機械の導入等を支援します。

〔 主な機械：粉碎機、篩機、殺菌装置、分析装置 等 〕

＜事業の流れ＞



[お問い合わせ先] 畜産局食肉鶏卵課 (03-3502-5989)

事業実施主体・要件等

事業実施主体	交付対象基準	採択要件
① 農業協同組合連合会 ② 農業協同組合 ③ 公社 ④ 事業協同組合連合会 ⑤ 事業協同組合 ⑥ 民間事業者	① 都道府県知事から化製場の許可を得ることが確実に見込まれること。 ② 肉骨粉等の原料である牛由来のと畜残さ等の受入量が年間1,000トン以上であること。 ③ 臭気や廃水等に関連する環境法令を遵守すること。	① <u>飼料原料等としての利用が拡大し、かつ、効率的又は合理的な肉骨粉等の製造体制が構築される計画であること。</u> ② 配分基準（詳細は後述）のポイントの合計が38ポイントとなるように成果目標を設定すること。 (※)
【要綱・別表1の6】	【要領・別表4】	【要領・第7の1】 【要領・別記1-6の第4の2】

(※) 配分基準のポイントについて

F 1 : 施設整備が完了した年度の翌年度から起算して5年以内に、本事業により整備した施設又は機械等を用いて製造した肉骨粉等の全てを飼料等へ仕向ける事業計画であること。

→ 肉骨粉適正処分対策事業（ALIC）からの卒業が要件

対象施設・補助率等

対象施設等	【要領・別表2の6の(1)】	補助率
1 レンダリング等処理施設 （原料前処理施設（破碎機等）、原料処理施設（加熱・圧搾・分離・乾燥等）、製品化施設（冷却・粉碎・調粒・混合・殺菌等）、製品保管施設）		
2 環境影響低減施設 脱臭施設、廃水処理施設（レンダリング等処理施設に起因する悪臭及び廃水を処理するための施設であり、レンダリング等処理施設と一体的に整備するものに限る。）		1／2 以内
3 周辺設備 1・2と一体的に整備する必要がある原料受入設備、製品出荷設備、搬送機（コンベア、パイプライン）、制御操作設備等の周辺設備の導入。		

【留意事項】

- 事業計画は2か年まで可能。（注意：機械導入事業は単年度に限る。）
- 2・3のみの整備、導入は不可。（1の関連である必要。）
- 肉骨粉の利活用ができない死亡牛の処理ラインは補助対象外。
- 土地の購入・整備、既存施設の廃棄・移転等の費用は補助対象外。

配分基準(ポイント)1

【配分基準・別表2】

- 事業実施主体は、以下の類別から選択し、ポイントの合計が38以上となるように成果目標を設定。
(F 1からはF 3必須。F 4からF 7から最大2つを選択。)
- 事業の要望が多い場合、ポイントの高い順に選択することになる。

類別	達成すべき成果目標基準及びポイント	成果目標に対する現況値ポイント
F 1 (必須)	<ul style="list-style-type: none"> 事業が完了した年度の翌年度から起算して5年以内に、本事業により整備した施設又は機械等を用いて製造した肉骨粉等の全てを飼料等へ仕向ける計画であること。 <p>· · · · 30ポイント</p>	
F 2 (必須)	<ul style="list-style-type: none"> 飼料等に仕向けられる肉骨粉等の原料とするための牛由来のと畜残さ等の収集範囲が広いこと。 <p>4つ以上の都道府県から原料を収集 · · · · 10ポイント</p> <p>3つの都道府県から原料を収集 · · · · 7ポイント</p> <p>2つの都道府県から原料を収集 · · · · 4ポイント</p> <p>1つの都道府県から原料を収集 · · · · 1ポイント</p> <p>※ 北海道に所在する事業実施主体においては、総合振興局・振興局を1つの単位とすることができる。</p>	
F 3 (必須)	<ul style="list-style-type: none"> 飼料原料等として製造する肉骨粉等（原料に牛由来のと畜残さ等を含むもの）の出荷先が2社以上であること。 <p>6社以上に出荷 · · · · 20ポイント</p> <p>5社に出荷 · · · · 16ポイント</p> <p>4社に出荷 · · · · 12ポイント</p> <p>3社に出荷 · · · · 8ポイント</p> <p>2社に出荷 · · · · 4ポイント</p>	

配分基準(ポイント)2

【配分基準・別表2】

類別	達成すべき成果目標基準及びポイント	成果目標に対する現況値ポイント	
F 4 (選択)	・ 肉骨粉（原料に牛由来のと畜残さ等を含むもの）の1トン当たりの製造コストを1%以上削減させること。	・ 肉骨粉（原料に牛由来のと畜残さ等を含むもの）の1トン当たりの製造コストが34,500円/トン未満であること。	
	5%以上削減	・ ・ ・ 15ポイント	
	4%以上削減	・ ・ ・ 12ポイント	
	3%以上削減	・ ・ ・ 9ポイント	
	2%以上削減	・ ・ ・ 6ポイント	
	1%以上削減	・ ・ ・ 3ポイント	
F 5 (選択)	・ 製造計画に基づく飼料原料等として出荷する肉骨粉等（原料に牛由来のと畜残さ等を含むもの）の量（年間）を100トン以上増加させること。	・ 飼料原料等として出荷している肉骨粉等（原料に牛由来のと畜残さ等を含むもの）の量（年間）が60トン以上あること。	
	300トン以上増加	100トン以上	・ ・ ・ 5ポイント
	250トン以上増加	90トン以上	・ ・ ・ 4ポイント
	200トン以上増加	80トン以上	・ ・ ・ 3ポイント
	150トン以上増加	70トン以上	・ ・ ・ 2ポイント
	100トン以上増加	60トン以上	・ ・ ・ 1ポイント

配分基準(ポイント)3

【配分基準・別表2】

類別	達成すべき成果目標基準及びポイント	成果目標に対する現況値ポイント																				
F 6 (選択)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製造計画に基づく飼料等に仕向けられる肉骨粉等の原料とするための牛由来のと畜残さ等の受入量（年間）を0.5%以上増加させること。 <table> <tbody> <tr> <td>2.5%以上増加</td> <td>・・・・ 15ポイント</td> <td>3,000トン以上</td> <td>・・・・ 5ポイント</td> </tr> <tr> <td>2.0%以上増加</td> <td>・・・・ 12ポイント</td> <td>2,500トン以上</td> <td>・・・・ 4ポイント</td> </tr> <tr> <td>1.5%以上増加</td> <td>・・・・ 9ポイント</td> <td>2,000トン以上</td> <td>・・・・ 3ポイント</td> </tr> <tr> <td>1.0%以上増加</td> <td>・・・・ 6ポイント</td> <td>1,500トン以上</td> <td>・・・・ 2ポイント</td> </tr> <tr> <td>0.5%以上増加</td> <td>・・・・ 3ポイント</td> <td>1,000トン以上</td> <td>・・・・ 1ポイント</td> </tr> </tbody> </table>	2.5%以上増加	・・・・ 15ポイント	3,000トン以上	・・・・ 5ポイント	2.0%以上増加	・・・・ 12ポイント	2,500トン以上	・・・・ 4ポイント	1.5%以上増加	・・・・ 9ポイント	2,000トン以上	・・・・ 3ポイント	1.0%以上増加	・・・・ 6ポイント	1,500トン以上	・・・・ 2ポイント	0.5%以上増加	・・・・ 3ポイント	1,000トン以上	・・・・ 1ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飼料等に仕向けられる肉骨粉等の原料とするための牛由来のと畜残さ等の受入量（年間）が1,000トン以上あること。
2.5%以上増加	・・・・ 15ポイント	3,000トン以上	・・・・ 5ポイント																			
2.0%以上増加	・・・・ 12ポイント	2,500トン以上	・・・・ 4ポイント																			
1.5%以上増加	・・・・ 9ポイント	2,000トン以上	・・・・ 3ポイント																			
1.0%以上増加	・・・・ 6ポイント	1,500トン以上	・・・・ 2ポイント																			
0.5%以上増加	・・・・ 3ポイント	1,000トン以上	・・・・ 1ポイント																			
F 7 (選択)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製造計画に基づく飼料等に仕向けられる肉骨粉等の原料とするための牛由来のと畜残さ等の受入量（年間）が1,000トン以上あること。（新設に限る） <table> <tbody> <tr> <td>3,000トン以上</td> <td>・・・・ 15ポイント</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2,500トン以上</td> <td>・・・・ 12ポイント</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2,000トン以上</td> <td>・・・・ 9ポイント</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1,500トン以上</td> <td>・・・・ 6ポイント</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1,000トン以上</td> <td>・・・・ 3ポイント</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	3,000トン以上	・・・・ 15ポイント		2,500トン以上	・・・・ 12ポイント		2,000トン以上	・・・・ 9ポイント		1,500トン以上	・・・・ 6ポイント		1,000トン以上	・・・・ 3ポイント							
3,000トン以上	・・・・ 15ポイント																					
2,500トン以上	・・・・ 12ポイント																					
2,000トン以上	・・・・ 9ポイント																					
1,500トン以上	・・・・ 6ポイント																					
1,000トン以上	・・・・ 3ポイント																					

手続きの流れ①(要望調査～事業実施計画)

【要望調査】

- ・「肉骨粉利用促進事業」に関する要望調査を都道府県を通じて開始しています。（12月23日に地方農政局等に事務連絡を発出済み。農林水産省（食肉鶏卵課）提出期限：1月23日。）
- ・事業参加を希望する事業者のうち、まだ都道府県畜産主務課にコンタクトを取っていない事業者は、早急に対応（相談）してください。

〈提出書類〉

- ・施設規模決定根拠、設計書、カタログ、見積書等)
 - ・「肉骨粉利用促進事業個票」（本事業により達成すべき成果目標の設定、その考え方等）
 - ・その他、都道府県が必要とする書類
- ※ 本調査に要望しなかった場合、令和7年度中に事業を開始することは不可能です。
また、要望調査時の計画から施設整備の内容を変更することはできません。

【事業実施計画】

- ・「肉骨粉利用促進事業」に取り組む場合、実施要領別紙様式第1号別添（事業実施計画書）を作成し、都道府県知事に提出する必要があります。
- ・また、都道府県から計画書に記載された内容の根拠となる資料の提出を求められますので、指示に従って下さい。

〈提出書類（例）〉

- ・事業実施主体としての妥当性を確認する書類
(組織定款、財務諸表、事業運営体制、会計規程、みどりのチェックシート等)
- ・施設整備等に関する書類
(施設規模決定根拠、設計書、カタログ、見積書、費用対効果分析等)

手続きの流れ②(交付決定～事業の着手)

【交付決定・予算の繰越】

- 事業実施計画等の内容を審査した結果、事業実施主体候補者として認められた場合、農林水産省（本省→地方農政局等）を通じ、都道府県に交付金の割当が通知されます。事業実施主体候補者へは都道府県から通知されますので、以降の手続きは都道府県の指示に従ってください。
- なお、本事業は、会計年度を越えて実施することが見込まれるため、令和8年3月31日までに「繰越し」の手続きを終える必要があります。限られた期間の中で、都道府県に繰越し承認申請書、理由書及び行程表など提出する必要があり、繰越し手続きが間に合わない場合、補助を受けることができなくなりますので、遅滞なく対応願います。

【事業の着手】

- 事業は、原則、交付決定通知の発行日以降に着手（資材・機械の発注を含む）する必要があります。ただし、事業の効率的な実施を図る上で緊急、かつ、やむを得ない事情（施設整備が期日に間に合わない等）がある場合に限り、交付決定前着工届を提出することにより、着手届を提出した日付から事業に着手できます。
- 施設整備にあたっては、原則、一般競争入札で業者を決定する必要がありますのでご留意ください。

手続きの流れ③(遂行状況報告～実績報告)

【遂行状況報告】

- 事業実施主体は、令和8年12月末までに実績報告が終了していない場合、事業実施主体は都道府県を通じて事業の遂行状況を報告する必要があります（要綱別紙様式第4号）。
- 農林水産省（地方農政局等）の〆切は1月末です。総事業費に対する事業費から事業の進捗状況を確認するものになりますので、都道府県に相談し、指示に従ってください。（なお、この時点で、概算払請求書（要綱別紙様式第5号）を提出している場合は、この手続は不要となります。）

【実績報告（交付金の支払）】

- 事業実施主体は、令和9年3月末までに事業を終了し、事業実績報告書（要綱別紙様式6号）を提出しなければなりません。この報告により交付金が支払われることになります。
- 事業実績報告書は、事業が完了した日から1ヶ月以内（もしくは令和9年4月10日まで）に、都道府県を通じて地方農政局に提出する必要があります。

※ 注意

- 報告が遅滞する事がないよう、進捗状況を都道府県と共有しながら事業を進めてください。
- 事業の遅延等が生じた（生じそうな）場合、速やかに都道府県に相談してください。

手続きの流れ④(実施状況報告～評価)

【実施状況報告】

- 事業実施主体は、事業完了年度の翌年度から目標年度までの間、毎年度、事業実施状況報告を作成し、設定した成果目標の進捗状況等を都道府県に報告する必要があります。
- レンダリング施設で製造される肉骨粉等（飼料向け大臣確認取得済）の飼料原料等への仕向け率が80%未満の状況が事業完了年度の翌年度から3年間継続している場合、都道府県から改善指導を受けることになります。

【評価】

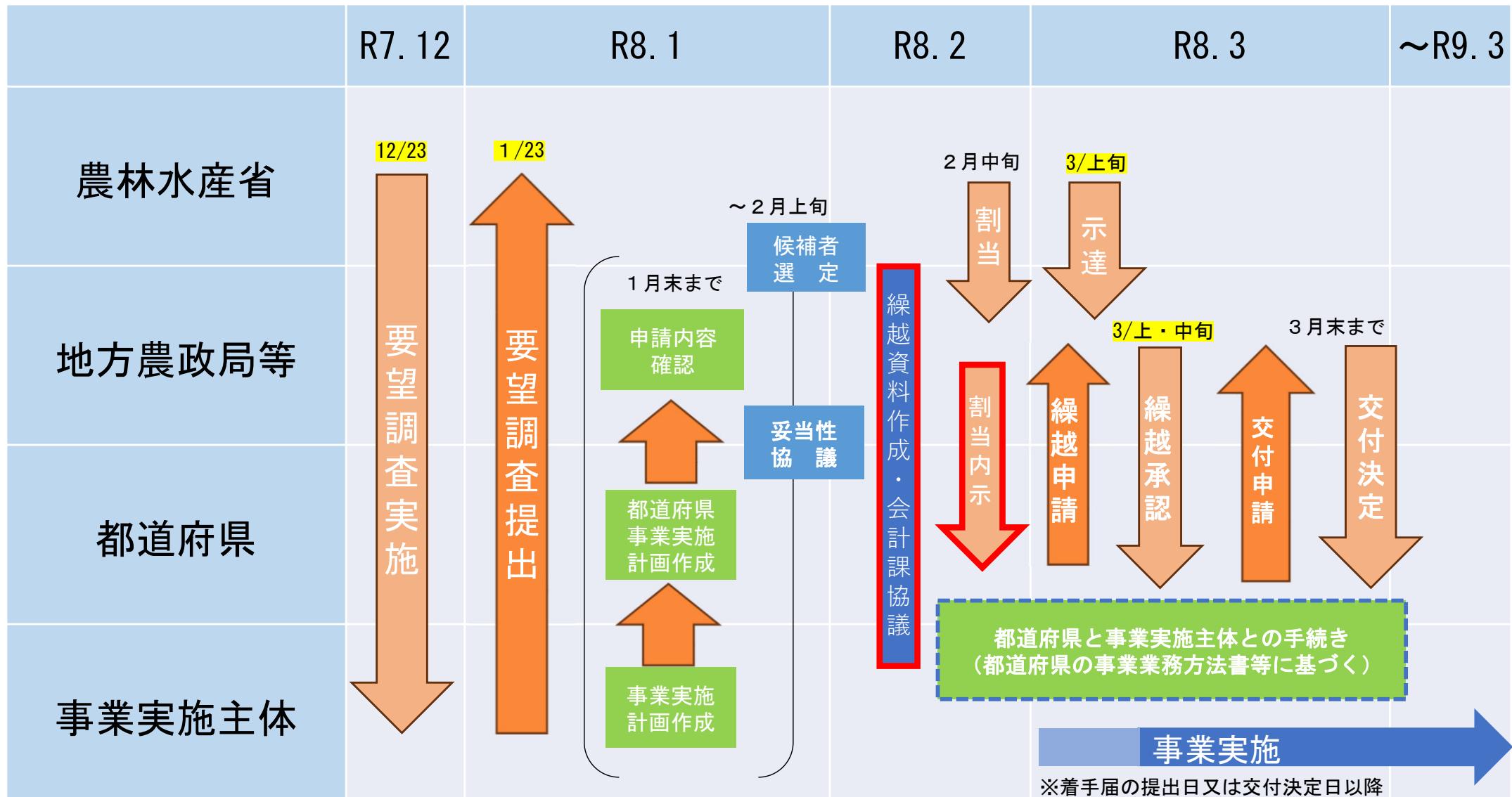
- 事業実施主体は、目標年度の翌年度に、成果目標の達成状況について自ら評価を行い、都道府県知事に報告する必要があります。
- 成果目標の全部又は一部が達成されていない場合、都道府県から改善措置の指導を受けることとなります。（成果目標が達成されるまでの間、改善状況を報告する必要があります。）
- なお、目標達成率が著しく低い場合は、「目的外使用」として返還を求められる可能性もありますのでご留意ください。

留意事項

【留意事項】

- ・ 都道府県からの交付金は原則として精算払いです。支払いは年度末又は事業完了の後となるため、自己資金・借入金等により事業を実施する必要があります。概算払いを希望する場合、事前に都道府県にご相談ください。
- ・ 交付金の交付を受けるためには施設整備にかかる証拠書類（入札関係書類、納品書、請求書、領収書等）が必要ですので適切に保管してください。
- ・ 事業費又は国庫交付金の30%を超える減等、重要な事業内容の変更については届出が必要となります。交付金の支払前に手続きを終える必要がありますので、事由が発生した時点で都道府県にご相談ください。
- ・ 天災などのやむを得ない事情を除き、事業の延長はできません。進捗管理を徹底するとともに、事業に遅れが生じそうな場合は、早めに都道府県に相談・報告してください。
- ・ 交付金により整備した施設等は、法定耐用年数を基にした処分制限期間内は適正に維持・管理する必要があります。処分制限期間内に施設等を処分する場合は、補助金の返還を求められる可能性がありますのでご留意ください。
- ・ 事業終了後、会計検査院による実地検査が行われることがあります。事業の要綱・要領に沿った手続きが行われているか、証拠書類は適切か等の確認がされますので、事業関係の書類は適正に整理・保存いただくようお願いします。

手続きの大まかな流れ（今年度中に交付決定する場合）



機械導入事業の主な変更点①(成果目標)

【成果目標の変更】

- 令和6年度補正事業では、肉骨粉（原料に牛由来のと畜残さ等を含むもの）の仕向けを飼料に限定し、3年以内に仕向け率を80%以上とすることを成果目標としていた。
- 令和7年度補正事業では、以下のとおり成果目標を変更した。

項目	7年度補正	6年度補正
肉骨粉の仕向け先	飼料、肥料、養魚用飼料等	飼料のみ
目標達成の期間	5年以内	3年以内
仕向け率	全量仕向け	飼料仕向け80%

(令和6年度補正)

- ・ レンダリング施設において、飼料向け大臣確認ラインで製造される牛肉骨粉のうち、飼料への仕向け率が80%以上であること。 · · · · 30ポイント



【配分基準・別表2のF1】

(令和7年度補正)

- ・ 事業が完了した年度の翌年度から起算して5年以内に、本事業により整備した施設又は機械等を用いて製造した肉骨粉等の全てを飼料等へ仕向ける計画であること。 · · · · 30ポイント

機械導入事業の主な変更点②(補助対象機械)

【補助対象機械】

- 補助対象となる機械の範囲について、より詳細に区分した。

(令和6年度補正)

クッカー、エキスペラプレス、デカンター、セパレーター、冷却機、粉碎機、調粒機（シフター、篩機）、ブレンダー（ミキサー）、分析装置



【要領・別表2の6の(2)】

(令和7年度補正)

原料前処理機（破碎機等）、加熱処理機（クッカー等）、圧搾機（エキスペラプレス等）、分離機（デカンタ、セパレーター等）、乾燥機（ドライヤー等）、冷却機、粉碎機、調粒機（シフター、篩機等）、混合機（ブレンダー、ミキサー等）、殺菌装置、分析装置

問い合わせ先

- ・ 本事業は、都道府県を経由して実施いたします。事業に参加を希望される場合は、事業所（レンダリング施設）が所在する都道府県の畜産主務課にお問い合わせいただきますようお願いいたします。
- ・ その他、事業全般に関しましては、最寄りの地方農政局等にお問い合わせください。

（参考）地方農政局等

農林水産省畜産局 食肉鶏卵課	03-3502-5990	東海農政局畜産課	052-223-4625
北海道農政事務所 生産支援課	011-350-7656	近畿農政局畜産課	075-414-9022
東北農政局畜産課	022-221-6198	中国四国農政局畜産課	086-224-9412
関東農政局畜産課	048-740-0027	九州農政局畜産課	096-300-6291
北陸農政局畜産課	076-232-4317	沖縄総合事務局 生産振興課 畜産振興室	098-866-1653